

摂津支所の復活を含む保健所の体制強化を求める意見書(案)

新型コロナウイルス感染症の拡大が1年半以上にわたり、PCR検査、感染者の行動調査や接触者の確認、自宅療養者への健康観察や生活支援など保健所の業務が急増しています。全国保健所長会が3月から4月にかけて全保健所を対象に行った緊急アンケートでも、多くの保健所が過大な業務で疲弊していることが明らかになっています。

少ない体制で新型コロナ対策に追われ、精神保健や難病等の相談、食品衛生、環境衛生、医事・薬事等の監視活動など保健所本来の業務に手が回らないという状況も生まれています。新型コロナの収束が見えない中で指定感染症の指定解除の条件や時期についても展望がなく、医療従事者に加え保健所職員も健康障害や意欲の限界が生じており、保健所での業務遂行が不可能となる事態も生み出しかねません。

感染症が発生・流行した場合、実際の治療・予防の拠点となるのは地域の専門医療機関や保健所です。しかし、以前は54か所あった府内の保健所は現在18か所へと削減されています。摂津市にあった保健所支所も廃止となってしまいました。公衆衛生の要となる保健所の増設と機能強化が強く求められます。よって大阪府は、下記の事項を実施するよう求めます。

記

- 1 摂津支所復活はじめ保健所増設と保健所機能の強化を図ること。
 - 2 緊急に、現在の保健所の正規の専門職員及び事務職員を増員すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2021年10月

摂津市議会(日本共産党提出)